

答申第22号（諮問第23号）

答 申

第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対し、平成29年8月4日付け千葉市指令教学第1824号により通知した不訂正決定（以下「本件処分1」という。）及び同日付け千葉市指令教教第27号により通知した不訂正決定（以下「本件処分2」という。）は、いずれも妥当である。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 訂正請求

審査請求人は、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、平成29年7月5日付けで、実施機関に対し、次の2件の訂正請求を行った。

（1）本件訂正請求1

「本人の法定代理人である母〇〇〇〇が2017年4月6日付け個人情報部分開示決定通知書（千葉市指令教学第1号）に基づいて開示を受けた本人〇〇〇〇が千葉市立〇〇小学校第〇学年に在籍し、登校していた期間の出席簿」について、「出席簿の遅刻早退の記録が明らかに事実と相違しており、訂正を求めます。尚、訂正後の内容については、添付の『小学校〇年次の出席状況』を参照願います。」として行った訂正請求（以下「本件訂正請求1」という。）

（2）本件訂正請求2

「本人の法定代理人である母〇〇〇〇が2017年4月6日付け個人情報開示決定通知書（千葉市指令教教支第4号）に基づいて開示を受けた『小学校児童指導要録』の出欠の記録欄のうち〇、〇学年の備考欄における欠席日数の補足説明」について、「〇、〇学年の欠席日数については、補足説明が病欠（頭痛）となっているが事実と相違しており、病欠（学校管理下での同級生からのいじめ被害による精神疾患）に訂正を求める。」として行った訂正請求（以下「本件訂正請求2」という。）

2 不訂正決定

(1) 前記1の2件の訂正請求に対し、実施機関は、条例第31条第2項の規定に基づき、いずれも個人情報を訂正しないとする不訂正決定を行い、その旨を、本件処分1については平成29年8月4日付け千葉県指令教令第1824号により、本件処分2については同日付け千葉県指令教令第27号によりそれぞれ審査請求人に通知した。

(2) 前記(1)の各決定に係る通知書(個人情報不訂正決定通知書)には、個人情報を訂正しない理由として、それぞれ次のとおり記載されていた。

ア 本件処分1における個人情報を訂正しない理由

「訂正請求書中の添付資料中にみられる関連した日にちの、○月○日、○日、○月○日…<以下の具体的な日にちの記載は略>…について学校への聴き取り調査を行ったが、事実には誤りがあることが確認できなかったため。」

イ 本件処分2における個人情報を訂正しない理由

「小学校指導要録の出欠の記録欄の○、○学年の備考欄の記載は、当時、学校が把握していた欠席理由の主なものであり、事実には誤りがあるとは認められないため。」

3 審査請求

審査請求人は、平成29年11月6日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、本件処分1及び本件処分2を不服として、それぞれ審査請求(以下、本件処分1に対して行ったものを「本件審査請求1」といい、本件処分2に対して行ったものを「本件審査請求2」という。)を行った。

4 実施機関の弁明及び審査請求人の反論

(1) 実施機関は、行政不服審査法第9条第3項の規定による読替え後の同法第29条第2項及び同条第5項の規定に基づき、本件審査請求1及び本件審査請求2に対する弁明書をそれぞれ作成し、平成30年1月12日付けで審査請求人に送付した。

(2) 審査請求人は、行政不服審査法第30条第1項の規定に基づき、これらの弁明書それぞれに対する反論書を作成し、平成30年2月14日付けで実施機関に提出した。

(3) 実施機関は、これらの反論書それぞれに対し再弁明書を作成し、審査請求1に係る再弁明書については平成30年3月8日付けで、審査請求

2に係る再弁明書については同月9日付けでそれぞれ審査請求人に送付した。

- (4) 審査請求人は、前記(3)の2件の再弁明書それぞれに対し反論書を作成し、いずれも平成30年4月2日付けで実施機関に提出した。

5 諮問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、平成30年1月17日付け29千教総第685号により本審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、反論書、平成30年2月14日付け「追加資料の提出について(回答)」及び同月20日付け「追加資料の提出について(回答その2)」による審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 本件審査請求1について

(1) 審査請求の趣旨

出席簿の遅刻早退の記録が明らかに事実と相違しており、審査請求人の異議を認め、対象個人情報に正確な記載へ訂正するよう求める。

(2) 審査請求の理由

ア 実施機関は、学校側の言い分のみを鵜呑みにし、事実には誤りがあることが確認できなかったという理由のみで訂正拒否の決定を行った。

イ ○学年時に学校管理下での同級生からの集中的・継続的な暴力・暴言を伴ったいじめ被害と学級担任の不適切な対応により精神疾患を発症して学校に行けなくなったものの、なんとか登校しており、再度、不登校になりそうな状況で教室外(教育相談室)登校していたにもかかわらず、遅刻・早退の記録さえもいい加減にしかつけられていない。

ウ 担任であるならば、当時、審査請求人が遅刻・早退せずに完全登校できていたか、教室外登校であったかは、記憶として残っているはずである。

エ 不登校の原因となるいじめの問題が解決されず、中学校にも行けずに義務教育期間を終了しており、学習権や成長発達権の権利侵害を明らかにするこれら関係書類を廃棄してしまうことに対して納得のいく理由を説明する責任義務が実施機関にはあるはずである。千葉県公文書管理規則(平成12年千葉県規則第93号)や千葉県教育委員会公文書取扱規程(平成6年千葉県教育委員会訓令(甲)第3号)が、係

争中の訴訟に係るもの等事務処理上必要があると認められるものについて保存期間の延長を認めているにもかかわらず、自らに不都合なものは廃棄してしまっており、学校管理下で起きたいじめの問題を有耶無耶にしようとするもので極めて不誠実と言わざるを得ない。

形式を問わず、出席の状況をきちんと記録したものが担任教諭の個人所有のダイアリーメモ欄に記入したものしかなかったのであれば、それが本人の出席簿であって、それを保管期限の到達を待たずに廃棄することは問題である。

オ 実施機関は、審査請求人が本件訂正請求1を行う際に添付した「小学校〇年次の出席状況」との表題の文書（以下「本件添付文書」という。）で記載した事実について、「審査請求人の保護者が主観的に認識している事実を記載しているにすぎない。」としているが、自らの都合のいい解釈に基づき事実と著しく異なる記載になっている出席簿が裁判に提出されたため、その反論のために記憶に基づいて事実を記載した当該文書について「主観的に認識している事実を記載しているに過ぎない。」と主張していることは、到底容認できない。

カ 平成29年7月10日付け個人情報部分開示決定通知（千葉市指令教支第19号）に基づき開示を受けた「平成〇年〇月〇日ケース会議資料（〇〇中第〇学年生徒（〇〇小卒業）の不登校について）」の中に「〇月以降は、母親と昼食前後に登校するようになる。」との記載があり、学校側も遅刻しながらも、なんとか登校していたとの認識はあったことが読み取れる。

これ以外に、本件添付文書の記載内容を裏付ける追加資料は存在しない。

キ 実施機関の弁明は、文部科学省通知を自らに都合の良いように解釈し、出席簿の正確な記録をしていなかったことを正当化しようとしているとしか思えない。問題は、指導要録上の出席として取り扱ったことではなく、出席簿に遅刻・早退の記録をきちんとしていないことである。

実施機関は、「事実の誤り」があるとは認められないとするが、条例第11条では、個人情報についての正確性の確保が求められており、明らかに遅刻となる場合にも、出席簿上、通常の出席としか記載がなく、記載義務を懈怠して記載に誤りがあることは明らかである。

2 本件審査請求2について

(1) 審査請求の趣旨

学校は、○、○年次における欠席が、学校管理下での同級生からの集中的、継続的な暴力・暴言を伴ったいじめ被害と学級担任の不適切な対応により精神疾患を発症し、不登校になったことによるものであるという事実を当時から把握しており、学校の記載はいじめの被害を矮小化するとともに、いじめ自体を隠蔽しようとしているとも受け取れるもので、事実と著しく異なっており、審査請求人の異議を認め、下記のとおり個人情報訂正を求める。

【訂正箇所】「小学校児童指導要録 様式2（指導に関する記録） 出欠の記録の○学年、○学年の備考欄

【訂正前】 （○年次）病欠○（頭痛）

（○年次）病欠○（頭痛）

【訂正後】 （○年次）病欠○（学校管理下での同級生からのいじめ被害による精神疾患）

（○年次）病欠○（学校管理下での同級生からのいじめ被害による精神疾患）

（2）審査請求の理由

ア 実施機関は、我々に話を聞くこともなく、学校側の言い分を鵜呑みにして、訂正拒否の決定を行った。

イ 実施機関は、指導要録の「出欠の記録」欄中の「備考」欄について、欠席理由の主なものを記入するとし、その具体的な記載方法については各学校長の判断に委ねているとしているが、校長の判断であれば事実と違うことを記載しても構わないことにはならない。

当時、学校が把握していた欠席の理由が、頭痛ではなく、○学年時に学校の管理下での同級生からの集中的、継続的な暴力・暴言を伴ったいじめ被害と学級担任の不適切な対応により精神疾患を発症し学校へ行けなくなったものであることは明らかであり、そうであるにもかかわらず、補足説明欄の記載が、いじめのストレスによる身体症状の一つでしかない頭痛による病欠との記載は、著しく事実と相違する。

学校長が記名捺印する公文書において「事実」と異なる記載をすることは許される行為ではない。

ウ いじめと学級担任の不適切な対応により精神疾患を発症し、長期欠席を余儀なくされたことについては、当時も学校と話し合いをしており、学校が把握していないはずはなく、実施機関の言う「訂正しない理由」は、著しく事実と相違する。そのような話し合いをしていたにもかかわらず、欠席の主な原因が「頭痛」としか考えていなかったという説明には無理がある。

父母が学校や実施機関に相談した際の記録等からも、学校及び実施機関がいじめによる精神疾患を認識していたことは明らかである。学校やスクールカウンセラーを配置している実施機関が、当時、いじめによって本人がPTSDに罹患していることがわからないはずはない。

エ 学校から教育委員会に提出された月例の「長期欠席児童生徒報告書」においても、最初の報告月となった平成〇年度〇月分の「現在の状況及び主な指導事項」欄に「頭痛がしたり」との記載はあるが、その後は頭痛との記載はなく、最初の報告月も含め、欠席理由欄は「④」又は「④情緒的混乱」となっている。

実施機関は、「病気・怪我以外の理由で登校できないものとして、関係機関との連携など原因を除去する努力が必要な児童として捉え、教育委員会へ報告するべきとの学校の判断から行った」と弁明しているが、欠席の主な理由を「頭痛」としていることと矛盾をきたしている。

オ 〇学年時、当時の教頭が、審査請求人が通院していた〇〇病院精神科の担当医に電話で病状を確認しており、当時の欠席がいじめによる精神疾患であったことを知らないはずはない。

なお、診断書については、学校から提出を求められたことはない。

〇学年時に教頭と面談した際に「診断はついているのか。」と聞かれ、「PTSDです。」と答え、「診断書はありますか。」と尋ねたところ、「診断書はありません。」と言われたため出さなかったものである。

カ 学校としての調査報告書の提出を求める上申書を卒業前の平成〇年〇月〇日に学校へ提出しており、卒業後ではあるが平成〇年〇月〇日及び〇月〇日付けで学校より提出を受けた回答書において、学校は、いじめが存在したこと、これを起因として不登校になったことを認めている。

キ 〇学年時に、学校から、いじめによる身体症状や精神疾患の治療に要した医療費についても日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象として申請が可能であるとして、治療費の請求に必要な書類である「医療等の状況」と「調剤報酬明細書」の用紙を手渡された（その後、学校を通じて申請を行っている。）。その際、校長は「共済給付は、いじめ、不登校の場合にも補償できる場合もある。心も対応される場合もある。」と言っていた。いじめによる精神疾患があると承知していた上での発言である。

ク 卒業時には、いじめの加害児童や囃し立てた聴衆、傍観者と同じ中学校には行けないため、学校、教育委員会に相談して、学区外通学の許可を得ている。

- ケ ○学年時の担任は、審査請求人が小学校を卒業した直後の○月○日に、当時のいじめについての文書を記述している。
- コ ○学年時の担任については、日付けは不詳（○学年時に再度学校へ行けなくなった時）だが、審査請求人に宛てた手紙があり、その中には「頭痛」についての記載は一切ない。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書及び再弁明書における審査請求に対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件審査請求1について

- (1) 本市では、授業に出席していないが不登校の状況を克服しようと努力して教室外（保健室等）登校をしている場合なども校長の裁量により出席扱いとしている。その際の遅刻や早退の取扱い（完全な出席とするかどうかなど）については実施機関で具体的に定めていないため、千葉市立○○小学校（以下「本件学校」という。）においては、一律に「出席」として取り扱っていた。

教室外登校時には、児童一人ひとりの状況に合わせた支援体制となっていくことから、通常の授業開始時間、終了時間によることなく、出席状況が判断されたことは校長の裁量の範囲と解されるべきである。

- (2) 実施機関が行った以下の聞き取り調査等の結果、審査請求人が訂正を求める日の審査請求人の出席状況については、○学年の出席簿（以下「本件出席簿」という。）の記載に事実の誤りがあるとは認められなかった。

ア 平成○年○月○日付けで審査請求人の母から受けた質問書への回答に当たり、実施機関は、本件学校の校長に聞き取り調査を行い、以下の事実を確認した。

- (ア) 出席簿は健康観察票を元に作成していたが、健康観察票は既に廃棄されており、改めて照合することができないこと。

- (イ) 教室外登校の日の学習の記録については、指導要録や通知表作成のため担任がメモをつけていたが、当該メモは指導要録や通知表の作成後に廃棄されていたこと。

イ 本件添付文書について、同文書の記載では、具体的な訂正を求める部分及び内容が不明確であったため、実施機関がこれらについて審査請求人の母に電話で問い合わせたところ、審査請求人の母から「定義や規定に照らして再度確認をして適正に直してもらいたい」との回答

を受けた。

このため、本件添付文書に具体的に記載されている日の審査請求人の出席状況について、平成〇年〇月〇日に、〇学年時の担任教諭に対し聞き取り調査を行った結果、以下の事実を確認した。

(ア) 審査請求人が訂正を求めている日の審査請求人の出席状況については、正確な記憶がなく誤りがあるか分からないこと。

(イ) 教室外登校をし学習をした日は、校長の裁量により出席扱いとしていたが、その日を控えていたメモを廃棄したため、現在具体的に特定できないこと。

ウ また、審査請求人が本件添付文書に記載した事実は、審査請求人及び審査請求人の保護者（以下「保護者」という。）が主観的に認識している事実を記載しているに過ぎない。

(4) したがって、本件出席簿には、少なくとも審査請求人が主張するような事実の誤りがあることが明らかであるとはいえないものである。

(5) 健康観察票等の資料は、保存年限満了時点において、出席状況は争点になく、訴訟における手続上の行為をするために必要とされた状態になかったことから廃棄されたものであり、手続上の問題はなかった。また、担任教諭のメモは、公文書として作成していたものではなく、指導要録の記載を終え廃棄したことに手続上の問題はなかった。

2 本件審査請求2について

(1) 実施機関は、本件訂正請求2を受け、審査請求人の〇学年時及び〇学年時の担任並びに〇学年時の学年主任であった教諭に対し聞き取り調査等を行い、以下の事実を確認した。

ア 〇学年時の担任への聞き取り調査によると、保護者からは、頭痛を理由とする欠席連絡が多かったので、審査請求人の指導要録（以下「本件指導要録」という。）を作成する際、欠席の主な理由として「頭痛」を記載したとのことであった。

また、〇学年時の学年主任への聞き取り調査によると、当時は、子ども同士のトラブルと捉えており、いじめの認識はなく、欠席し始めた理由もそのトラブルとは結びつけて考えてはいなかったとのことであった。

〇学年時の担任への聞き取り調査によると、学年初めは〇学年時から続く欠席であると捉えていたとのことであり、その後、運動会練習を機に徐々に登校できるようになっていったが、〇月頃から足の痛みを訴え、〇月頃から再び欠席するようになった。このときも、保護者か

らの欠席連絡は同様だったので、本件指導要録を作成する際、欠席の主な理由として「頭痛」を記載したとのことであった。

イ さらに、資料を確認したところ、保護者から学校に伝えられた欠席理由については、腹痛や足の痛みという記載や「なにかが重い」「不安」「理由ははっきりわからない」「不信感」など心からきているものもあるようだとの記載があるものの、頭痛の症状も継続的に記載され、医師からも頭痛薬を処方されていたとの記載もある。

また、保護者が、審査請求人が精神疾患を発症している旨を主張していたことは認められるが、保護者からその事実を証明する医師の診断書その他の書面は提出されていなかった。

- (2) このことから、本件学校では、前記のとおり欠席理由は審査請求人の心から来ているものであるとは認識していたものの、原因の特定には至っていなかったため、本件指導要録の「出席の記録」欄中の「備考」欄に記載する欠席の主な理由として、事実として明確に判明していた「頭痛」のみを記載したものであることが認められた。

○学年及び○学年の当時、本件学校では、○学年時のトラブルに対していじめの認識はなかったことから、休み始めたきっかけやその理由といじめ被害との因果関係が必ずしも明確でなかったと考えられるものである。

- (3) なお、指導要録の「出席の記録」欄中の「備考」欄には、欠席理由の主なものを記載することとしているが、その記載事項については、文部科学省通知や実施機関が各学校に配付する手引には具体的な定めがなく、各学校長の判断に委ねている。通常は、欠席理由の全てを記載することはせず、欠席の原因となる病気や症状を記載しており、「いじめによる」などの表現はとっていない。

また、保存期間が学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間と長期にわたって保存されることや、進学先等の外部への証明の原簿としての機能を持っていることから、記載することでその後の利益があるとは思えない悪い印象を与えるような表現はしないことが一般的である。

- (4) 審査請求人は、本件指導要録の「出席の記録」欄中の「備考」欄の記載を、「頭痛」から「学校管理下での同級生からのいじめ被害による精神疾患」に訂正することを求めている。

しかしながら、①本件学校が「頭痛」と記載した理由が保護者からの欠席連絡によるものであること、②本件指導要録作成時まで、保護者が、審査請求人が精神疾患を発症していることなどを本件学校に対して

話していたことはあったが、これを証する書面等は提出されていなかったこと、③審査請求人の欠席といじめ被害との因果関係が必ずしも明確ではなかったこと等が認められる。

また、審査請求人は、本件指導要録作成当時、本件学校が「いじめによる精神疾患」であると認識していたと主張するが、実施機関は審査請求人が「いじめによる精神疾患」を発症しているとは明確に認識していなかったものである。

このため、欠席の主な理由の記載が校長の裁量に委ねられている中で、欠席の主な理由として「頭痛」と記載したことは、少なくとも事実を反するものとは認められない。

(5) その他、欠席理由が頭痛ではなくいじめ被害等により精神疾患を発症したことにあることを本件学校が把握していた証拠として審査請求人が挙げる事実について、以下のとおり、実施機関の考えを説明する。

ア 長期欠席児童生徒報告書(平成〇年度〇月～〇月、平成〇年度〇月、〇月～〇月分)における欠席理由として、「①病気」「②経済的理由」「③なまけ・勉強嫌い」「④情緒的混乱」「⑤その他」の選択肢の中から「④(情緒的混乱)」が選択され報告されていたことについては、同報告書が問題状況への対策をたてるために作成されるものであるという趣旨に鑑みて、病気・怪我以外の理由で登校できないものとして、関係機関との連携など原因を除去する努力が必要な児童として捉え、教育委員会へ報告すべきとの学校の判断から行ったものであり、いじめ被害による不登校であるとして④情緒的混乱を選択し、報告したものではない。

イ 平成〇年〇月〇日付け回答書において、本件学校がいじめが存在したこと及びこれを要因として不登校になったことを認めていたことについては、同回答書を提出する時点では、暴力を受けたことにより審査請求人が苦痛を感じていたという事実からするといじめ防止対策推進法の定義に当てはまることから、いじめが存在したと認めたのであり、本件指導要録が作成された時点でいじめが存在したとの認識はなかった。

ウ 〇学年時に教頭が〇〇病院の担当医に電話をしていたことについては、教頭は、当時、同病院の精神科の担当医に話を聞いているが、請求人の特性や望ましい進路に関する診たてと今後の対応に関する助言を聴くのが中心であり、正式な診断名までは聞いていなかった。

エ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付申請を案内したことについては、本件学校は、審査請求人が複数の医療機関を受診しているこ

とを知っており、また、その中には保険適応外の通院等があることを知ったため、少しでも経済的な面で支援がされるよう案内をしたに過ぎない。また、○学年時に同申請に係る申請書を審査請求人に渡していたのも、正式な診断名を把握したから案内したもので、いじめによる精神疾患があると承知していたから案内をしたものでもない。

オ 学区外通学を承認したのは、審査請求人の対人関係において困難が生じると考えられたためであり、その時点でいじめを認識していたものではない。

- (6) 以上のとおり、本件学校が審査請求人の欠席の主な理由を「頭痛」としたことに条例第30条に定める「事実の誤り」があるとは認められない。

第5 審査会の判断

本審査会は、本件処分1及び本件処分2において審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 訂正請求について

- (1) 条例第28条は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するため、第1項において「何人も、自己に関する個人情報…に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。」と規定し、何人も開示決定に基づき開示を受けた自己情報に記録された事実の誤りの訂正の請求をする権利を有することを定めている。

「事実」とは、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等の客観的に判断できる事項をいう。また、「訂正」には、単に記録内容の間違いを訂正し正しい内容に変更するだけでなく、記録が不備である場合の追加及び記録が余分である場合の削除も含まれる。

- (2) また、条例第29条第1項は、訂正請求は、訂正請求をする者（以下「訂正請求者」という。）の氏名等のほか、訂正請求の趣旨及び理由を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない旨を規定する。この規定により、訂正請求者は、開示を受けた個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当

該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた実施機関がその保有する個人情報 の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、実施機関に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要があると解される。

(3) さらに、条例第30条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に係る個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。」と規定する。

そして、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合又は実施機関による調査等をもってしても事実関係が明らかにならなかった場合は、当該請求に理由があるとは確認ができず、条例第30条にいう「事実の誤りがあると認めるとき」に該当しないものとして、訂正決定を行うことはできないことになると解される。

2 本件審査請求1について

(1) 本件審査請求1の対象となった個人情報について

本件審査請求1の対象となった個人情報は、審査請求人が本件学校○学年に在籍していた時の出席簿（本件出席簿）である。

(2) 出勤簿について

ア 出席簿は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第19条の「校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない」との規定及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第25条の「校長は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない」との規定に基づいて、在学する学齢児童の出席状況を明らかにするために作成されるものである。

イ 出席簿の記載方法については、法令に定めはなく、実施機関においても具体的に定められていない。このため、実施機関におけるその記載方法は、「1時間目の授業に遅れて出席した場合又は2時間目以降から授業に出席した場合は遅刻」、「全ての授業には出席せず途中で下校した場合は早退」などの社会通念上一般的と認められる考え方を基本とした上で、各学校長の裁量に任せられているものといえることができる。

(3) 本件訂正請求1の趣旨等について

ア 本件訂正請求1の趣旨は、前記第3の1(1)のとおりであり、具体的には、完全に出席した日として記録されている日の中には遅刻や

早退をした日があるはずなので、遅刻と早退の定義や規定に照らして再度確認をして適正に直してもらいたいというものである。

イ そして、審査請求人は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等として、「小学校〇年次の出席状況」との表題の本件添付文書を提出した。

また、本件審査請求1を行った後、審査請求人は、以下の事項を明らかにする文書を、平成30年2月14日付け及び同月20日付けで本審査会に提出した。

(ア) 実施機関から部分開示を受けて入手した「平成〇年〇月〇日ケース会議資料(〇〇中第〇学年生徒(〇〇小卒業)の不登校について)」との文書の中に「〇月以降は、母親と昼食前後に登校するようになる。」との記載があること。

(イ) (ア) 以外に本件添付文書の記載内容を裏付ける追加資料は存在しないこと。

ウ 一方、実施機関は、事実には誤りがあることが確認できなかったとして、本件訂正請求1に対して不訂正とする本件処分1を行ったものである。

(4) 本件処分1の妥当性について

以上を踏まえ、実施機関による本件処分1の妥当性について検討する。

ア まず、出席、遅刻、早退、欠席などの本件出席簿の記載事項は、条例第28条第1項にいう「事実」とであると認められる。

イ また、審査請求人は、本件訂正請求1及び本件審査請求1において、①審査請求人が本件学校〇学年に在籍し、登校していた期間の出席簿について、②前記(3)イで述べた書類を根拠とし、③「正確な記載へ訂正するよう」実施機関に求めており、条例第29条第1項第3号の「訂正請求の趣旨及び理由」についても第2の1(1)のとおり主張している。

ウ しかし、審査請求人が提出した本件添付文書の記載は、「運動会(〇月〇日)から夏休み前(〇月〇日)までの間」など訂正を求める日の具体性に欠けるものや、具体的な日を示していても「遅れて登校」、「少し遅くなって登校」と単に遅刻の事実のみを主張するものにとどまっている。

しかも、審査請求人が、平成30年2月14日付け「追加資料の提出について(回答)」で、本件添付文書は、別途提起している訴訟において平成〇年〇月〇日に千葉市が裁判所へ提出した証拠書類に対する反論のため、記憶に基づいて作成したものであると述べていることか

らすると、本件添付文書は同日以後に作成されたものであると認められ、その他日記や連絡帳のように審査請求人が当時に日々記録していたものによってその主張が事実であることを裏付ける文書の存在も認められない。

また、平成30年2月20日付けで審査請求人が提出した「平成〇〇年〇月〇日ケース会議資料（〇〇中第〇学年生徒（〇〇小卒業）の不登校について）」にも、〇月以降の具体的な日を特定した記載は認められない。

これらの点を踏まえ、本件出席簿が日ごとに出席状況を記載するものであることに照らせば、審査請求人が訂正の根拠として主張する本件添付文書等は、本件出席簿の記載につき訂正が必要であることの明確で客観的な根拠となるとは認められないものと解するのが相当である。

エ 一方、実施機関は、本件訂正請求1を受けた後、審査請求人に訂正を求める具体的な日を問い合わせ、これに対する回答を受けた上で、審査請求人が本件学校に在籍していた当時の学級担任や校長等に聞き取り調査を行った。

この調査によると、本件出席簿の記録の元となった健康観察票は保存期間満了のため既に廃棄され、また、審査請求人が教室外登校している日の学習の記録については担任が個人所有のダイアリーメモ欄に記録していたが、これも既に廃棄されており、結果として、実施機関としても審査請求人の出席状況を明らかにすることはできなかったとのことである。そして、実施機関が行ったこれらの調査が不適切なものであったことを積極的に示す事実は認められない。

オ これらのことから、審査請求人が提出した書類及び実施機関の調査をもってしても本件出席簿に記録すべき事実関係は明らかにされておらず、その結果、本件訂正請求1に理由があることを確認できないことから、実施機関が不訂正の決定を行ったことは妥当であるといわざるを得ない。

3 本件審査請求2について

(1) 本件審査請求2の対象となった個人情報について

本件審査請求2の対象となった個人情報は、審査請求人が本件学校に在籍していた時の指導要録（本件指導要録）である。

(2) 指導要録について

ア 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第24条第1

項では「校長は、その学校に在学する児童等の指導要録…を作成しなければならない。」と規定されており、校長に指導要録の作成が義務付けられている。

指導要録は、児童の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を各学年を通じて記載し、成長過程にある児童の学習、生活を総合的に把握し、継続的に適切な指導、教育を行うための基礎資料とすることを目的として作成されるものであり、外部に対する学籍の証明の原簿としての機能と指導の記録としての機能も併せ持つものである。

イ 指導要録の記載事項は、平成22年5月11日付け文科初第1号初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」により示されているところ、同通知は、指導要録の「出欠の記録」欄中の「備考」欄の記載事項については、別紙第1において、「出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠の概要等を記入する。」としているものの、ここでいう「欠席理由の主なもの」がいかなる事項を指すのかについては具体的に明らかにはしていない。

また、実施機関において各学校に配付している指導要録に記載する事項等に関する手引も、この「備考」欄に記載する「欠席理由の主なもの」の具体的な記載方法を明らかにはしていない。このため、その記載方法は、社会通念上一般的と認められる考え方を基本とした上で、各学校長の裁量に任せられているものといえることができる。

ウ 指導要録は、毎年度、3月中旬から下旬の間に記載される。

(3) 本件訂正請求2の趣旨等について

ア 本件訂正請求2の趣旨は、前記第3の2(1)のとおりである。

イ 審査請求人は、いじめと学級担任の不適切な対応により精神疾患を発症し、長期欠席を余儀なくされたことについて、当時も学校と話し合いをしていたこと、長期欠席児童生徒報告書に「情緒的混乱」と記載されていたこと等を根拠として、審査請求人が○学年、○学年であったときの本件学校が把握していた欠席理由は、頭痛ではなく、学校管理下での同級生からのいじめ被害による精神疾患であることは明らかであると主張している。

ウ 一方、実施機関は、①本件学校が「頭痛」と記載した理由が保護者からの欠席連絡によるものであること、②本件指導要録作成時までに、保護者が、審査請求人が精神疾患を発症していることなどを本件学校に対して話していたことはあったが、これを証する書面等は提出され

ていなかったこと、③審査請求人の欠席といじめ被害との因果関係が必ずしも明確ではなかったこと等を理由として、本件訂正請求2を不訂正とする本件処分2を行ったものである。

(4) 本件処分2の妥当性について

以上を踏まえ、実施機関による本件処分2の妥当性について検討する。

ア まず、本件指導要録の出欠の記録の備考欄における記載の「頭痛」は、条例第28条第1項にいう「事実」であると認められる。

イ また、審査請求人は、本件訂正請求2及び本件審査請求2において、①本件指導要録の出欠の記録の備考欄における○学年及び○学年の記載について、②審査請求書及び反論書に記載した主張並びに反論書に添付した資料を根拠として、③「頭痛」を「学校管理下での同級生からのいじめ被害による精神疾患」に改めるよう実施機関に求めており、条例第29条第1項第3号の「訂正請求の趣旨及び理由」についても第2の1(2)のとおり主張している。

ウ しかし、審査請求人が主張する「学校管理下での同級生からのいじめ被害による精神疾患」への訂正が認められるためには、次の3点について、これらを本件学校が認識していたことが認められる必要がある。

①審査請求人に学校管理下での同級生からのいじめ被害があったこと。

②審査請求人が○学年及び○学年に在籍していた期間に精神疾患に罹患していたこと。

③①のいじめ被害と②の精神疾患の罹患に因果関係があること。

エ ウ②については、審査請求人が反論書に添付した資料や実施機関が本件訂正請求2を受けて確認したとする書類から、審査請求人が本件学校との話し合いの中で精神疾患であることを主張していたことが認められる。

オ しかしながら、審査請求人が本件指導要録の作成時までに本件学校又は実施機関に精神疾患を発症していることを証する書面等を提出したことは認められない。

また、実施機関が作成していた○学年時及び○学年時の「長期欠席児童生徒報告書」上の欠席理由が情緒的混乱となっていたこと及び本件学校の審査請求人やその保護者への対応等についても、直ちに審査請求人が精神疾患であったことを証するものとはならないと認められる。

カ 一方、実施機関は本件訂正請求2を受け、審査請求人が本件学校に在籍していた当時の学級担任や学年主任に聞き取り調査を行うとともに、

平成○年○月○日付け及び同年○月○日付け回答書作成に当たって参考とした資料を確認したところ、審査請求人の精神疾患の罹患は、やはり明らかにならなかったとのことである。そして、実施機関が行ったこれらの調査が不適切なものであったことを積極的に示す事実は認められない。

むしろ、当該調査によると、審査請求人が○学年に在籍していた当時、保護者からの連絡としては頭痛を理由としたものが多かったことが認められるところ、その後、審査請求人は○学年の○月以降登校しなくなり、その理由がわからない状態であったため、本件学校は、本件指導要録の作成に当たり、「欠席の主な理由」として、その主な症状である頭痛を記載したとのことである。また、審査請求人が症状として頭痛を訴えていたことについては、審査請求人も「いじめのストレスによる身体症状の一つ」であったとして認めているところである。

よって、少なくとも、欠席理由の一つに「頭痛」があったことは否定し難い。

キ 以上のことを踏まえ、「欠席理由の主なもの」の記載方法については校長の裁量に委ねられていることに照らせば、欠席の理由として「頭痛」を記載したことは必ずしも誤りであるとはいえない。また、審査請求人が主張する訂正の根拠及び実施機関が行った調査の結果をもってしても、本件指導要録作成時までには少なくとも前記ウ②の事実を本件学校が本件指導要録に確定的事実として記載し得るほど認識していたとの事実は明らかになっていない。

よって、本件訂正請求２に理由があることが確認できないため、実施機関が不訂正の決定を行ったことは妥当である。

4 その他

以上に述べたほか、審査請求人は種々の主張をするが、本件処分１及び本件処分２の妥当性における本審査会の判断を左右するものではないため、言及しない。

以上により、冒頭の「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成30年 1月17日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
平成30年 2月 7日	審議（第108回個人情報保護審査会）
平成30年 2月14日	実施機関から平成30年2月14日付け反論書の写しを受理
平成30年 3月12日	実施機関から再弁明書の写しを受理
平成30年 3月12日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第109回個人情報保護審査会）
平成30年 4月13日	実施機関から平成30年4月2日付け反論書の写しを受理
平成30年 5月 1日	審議（第110回個人情報保護審査会）

千葉県個人情報保護審査会委員名簿
 （平成28年4月1日～平成30年3月31日）

氏 名	役 職	備 考
井 原 真 吾	弁護士	職務代理者
國 松 憲 子	人権擁護委員	
下 井 康 史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	会 長
田部井 彩	中央学院大学法学部講師	
松 田 浩 一	弁護士	

千葉県個人情報保護審査会委員名簿
 （平成30年4月1日～平成32年3月31日）

氏 名	役 職	備 考
井 原 真 吾	弁護士	職務代理者
栗 原 春 江	人権擁護委員	
下 井 康 史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	会 長
田部井 彩	中央学院大学法学部准教授	
松 田 浩 一	弁護士	